

岩手県告示第 683 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 8 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 紫波川井線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡川井村大字江繋第 7 地割字大畑 86 番 2 地先内	新	m 21.0~11.6	m 34.0
	旧	14.8~4.0	34.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 8 月 28 日から同年 9 月 28 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 重茂半島線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町大沢第 10 地割 87 番 1 地先から 88 番 11 地先まで	新	m 26.2~15.1	m 51.5
	旧	18.8~6.2	51.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 8 月 28 日から同年 9 月 28 日まで